

令和4年6月27日  
商工政策課

## 青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要

### 1 開催日

令和4年6月27日（月） 14時00分～15時30分

### 2 会場

県庁南棟2階中会議室

### 3 出席者名

藤沼会長、村上委員、山口委員、服部委員、佐川委員、河村委員  
商工政策課 小田桐課長他3名

### 4 議事の概要

#### (1) 報告事項

① 届出状況について

② 前回（令和4年2月14日）の議事概要について

事務局から、上記2点について報告を行った。前回の議事概要について、事務局案にてホームページに掲載することが了承された。

#### (2) 議題2 届出案件について

##### ■【ツルハドラッグ弘前境関店・ローソン弘前境店に係る新設について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ・騒音予測結果については、騒音対策実施後または直近住居立地地点において、基準値以下となっていることから、周辺環境への影響は小さいものと考えられる。
- ・身障者用駐車スペースについて、冬期の降雪等を考慮するようにした方がよいのではないか。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記4点を付帯要望とした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が一部の地点で基準値を超過しており、再予測についても基準値を超過している地点があること、また、第二種住居地域であることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 店舗周辺の歩行者・自転車等の安全対策について、付近に保育園、小学校、中学校があることでもあり、十分な配慮を行うこと。
- 3 身障者用の駐車スペースについて、冬期の降雪等を考慮し、「その他指針に基づき生活環境に配慮した事項等」に記載する内容以外の措置についても検討し、身障者による利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。

- 4 設置者配慮事項を確実に履行すること。

#### ■【ハッピー・ドラッグ弘前岩木店に係る新設について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ・騒音予測結果については、騒音対策実施後または直近住居立地地点において、基準値以下となっていることから、周辺環境への影響は小さいものと考えられる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記4点を付帯要望とした。

- 1 夜間における等価騒音レベルの予測値が一部の地点で基準値を超過しているほか、騒音レベルの最大値の予測値について大部分の地点で基準値を超過し、最大値の再予測・再々予測を行っても基準値を超過している地点があること、また、第二種住居地域であることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 店舗周辺の歩行者・自転車等の安全対策について、付近に小学校、中学校があることでもあり、十分な配慮を行うこと。
- 3 身障者用の駐車スペースについて、冬期の降雪等を考慮し、「その他指針に基づき生活環境に配慮した事項等」に記載する内容以外の措置についても検討し、身障者による利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 4 設置者配慮事項を確実に履行すること。

#### ■【ツルハドラッグ七戸笹田川久保店に係る新設について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ・騒音予測結果については、騒音対策実施後または直近住居立地地点において、基準値以下となっていることから、周辺環境への影響は小さいものと考えられる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記4点を付帯要望とした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が多く、多くの地点で基準値を超過しており、再予測によっても基準値を超過している地点があることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 店舗周辺の歩行者・自転車等の安全対策について、付近に小学校、中学校があることでもあり、十分な配慮を行うこと。
- 3 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車場スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。

4 設置者配慮事項を確実に履行すること。